

特別養護老人ホーム「こうほく」 入所者選考基準

1 趣旨

特別養護老人ホーム「こうほく」への入所希望者の中から、本人や家族の都合により、在宅生活を送ることが困難である者を優先的に入所させることを目標とし、入所に関する手続き及び基準を策定し、透明性及び公平性を確保することを目的に、優先入所に関する指針として示すものである。

2 入所者選考委員会について

(1) 入所者選考委員会の設置

入所の決定に係る事務を処理するため、入所者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次の事務を行う。

入所基準、入所申込み方法など総合的な検証
入所希望者の中で、特養での施設サービスを受ける必要性が高いと判断される者の優先順位の設定

(2) 委員会の構成

委員会の委員は、管理者、生活相談員、看護職員、ケアマネジャーなどの施設職員と、施設職員以外の第三者委員（法人の評議委員の地域代表として関わっている者など）で構成する。

(3) 記録の保存

委員会は合議制により運営し、協議の内容を記載した議事録を作成する。なお、議事録は2年間保存するとともに、市町村又は県から求められた場合にはこれを提出する。

(4) 守秘義務

委員に関しては、入所希望者やその家族に関する個人情報を取り扱うことになるため、プライバシーの保護には十分な配慮をし、個人情報は漏らしません。

3 優先順位の決定について

「要介護度」「認知症高齢者の日常生活自立度」「介護者等の状況」「在宅サービス利用率」等の入所者選考の評価項目について、それぞれ点数化し、その合計点数を算出する。なお、数値のみならず、以下の要因を勘案して個別の事情を総合的に判断する。

- ・ 身体上又は精神上的の著しい障害による常時介護の必要性の有無
- ・ 生活上の全面的な介護などの必要性の有無
- ・ 自立度が低いことによる生活全般にわたる関与などの必要性の有無
- ・ 認知症による行動障害、在宅のQOL
- ・ 在宅サービスの利用内容
- ・ 在宅環境の要因、入所申込み時期、地域性、入所した場合の家族との交流

4 入所の手続き

(1) 入所申込者への対応

入所希望者に対しては、入所希望者の心身の状況及び家族の状況の把握に努めるとともに、優先入所順位の決定方法等を文書もしくは面接等により説明を行い、優先入所に関する同意を得る。

(2) 入所申込みから入所者決定までの流れ



(3) 個人情報の同意

入所希望者や家族等の個人情報の保護及び適切な情報把握の観点から、同意を得る。

入所選考に係る入所希望者、家族等の個人情報の把握 他の施設への入所申込状況の把握 施設への情報更新の必要性及び義務 担当ケアマネジャーからの情報提供 特例入所の要件にみたない場合

(4) 特別な理由による入所

次の場合には特養の判断において、優先入所を決定することができる。なお、管理者は入所に至った経過などを記録に留め、後日委員会に報告する。

① 市町村から入所依頼があった場合

市町村から、老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の規定による措置入所の依頼があった場合

② 管理者の判断による場合

入所希望者や介護者の心身の状況が急に悪化するなど、管理者が真にやむを得ないと判断した場合

③ 特例入所（介護度 2 又は 1）の要件を満たした場合。

5 介護度 2 又は 1 の申込者について

介護度 2 又は 1 の方からの申し込みがあった場合には、特例入所の要件を満たすかどうかを、市町村に意見を求める。意見を求めるに当たり同意を得る。要件を満たすかどうかの決定を、入所申込者へ通知し、要件に該当しない場合には、入所希望者に申込書類一式を返戻する。